

消費者から依頼される廃灯油の引き取りに関する 案内方法のお願い

日頃より、組合事業にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、消費者が不要となった廃灯油については、処理困難物扱いとなり市町村では回収・処分ができないことから、組合員(ガソリンスタンド)の皆様へ処分に関する問い合わせが多数あることから、再生利用を目的として廃灯油を引き取る業者を、暫定的な対応として組合から消費者の方に紹介しておりました。

しかし、廃灯油に水などの異物が混入の場合は、再生利用できず廃棄物となり消費者から排出される廃棄物(家庭ごみ)は、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」では、市町村に処理責任があります。

よって、組合では、廃棄物となる廃灯油があることから、法律に則し、引き取り業者の紹介ができません。

つきましては、消費者(お客様)の方より、不要となった廃灯油の引き取り・処分に関する問い合わせがございましたら、別紙チラシを店舗に掲示いただくとともに、お客様ご自身が、直接、市町村の窓口にご相談いただくよう、周知いただきたくお願い申し上げます。

組合員の皆様も業務多用と存じますが、何卒、ご理解、ご協力のほど、重ねてお願い申し上げます。

記

【 チラシの店舗掲示のお願い 】

①別紙(同FAX送信)のチラシを店舗に掲示してください

②廃灯油の引き取り相談の際は、お客様にチラシ内容を確認いただき
お客様ご自身で、市町村に相談いただくよう、お願いいたします

※チラシは、当組合ホームページからもダウンロードできます

<神奈川県石油組合で検索してください>

※ご不明な点や問題が発生した場合は石油組合まで連絡をお願いいたします